

令和 7 年国勢調査インターネット回答促進広報業務委託

業務仕様書

令和 7 年 5 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年国勢調査インターネット回答促進広報業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 名称

令和7年国勢調査インターネット回答促進広報業務委託

(2) 目的

国勢調査は5年に一度、日本国内に居住するすべての人が対象となる最も重要な統計調査である。令和7年は国勢調査実施年であり、その回答方法（インターネット回答、郵送提出、調査員回収）において、特に下記のようなメリットがある「インターネット回答」の促進に向けて広く県民への周知を図ることを目的とし、実施するもの。

ア 近年、個人情報保護意識が特に高まっていることから、回答データが暗号化して提出されるインターネット回答をおすすめする。調査票が人の手を経由することに不安感のある世帯に安心して回答していただくことができる。

イ インターネット回答は24時間受け付けており、調査員との接触も最小限に抑えられ、回答者の負担軽減につながる。

(3) 主な訴求内容

岩手県に居住するすべての人が対象となるが、特にインターネット回答率向上のため、重点項目を次のとおりとする。

ア 20代～30代の若年層（特に、単身世帯）に対して、国勢調査の認知度を高める広報

イ インターネット環境がある方にインターネット回答のメリットを周知する広報

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和7年10月31日まで

(5) 委託料の上限額

4,983千円以内（税込）

(6) 業務内容

ア インターネット回答促進イベントの企画、運営、実施
計画の作成、会場の確保及び設営、会場管理を含む。

イ WEB広告による広報

ウ その他、応募者が企画提案する実施効果を高めるための提案

2 仕様詳細

(1) インターネット回答促進イベント等の企画、運営、実施【必須事項】

内容	インターネット回答促進イベント等の企画、運営、実施等一連の業務。 (1) イベントの企画、運営、実施 ア 開催時期：9月中旬までの土日祝日（下記のとおり、5か所各1日） イ 開催場所：5か所（盛岡、県北、県央、県南、沿岸各地域1回） ウ 地域のイベント等への出展、集客が見込める商業施設等での啓発イベントの開催、街頭キャンペーンの実施等、委託料の上限額の範囲内で自由に提案すること。 ただし、タブレット端末を用いたインターネット回答体験は盛り込むこと。（タブレット端末の台数は指定しない。） ※タブレット端末は受託者がレンタルにより手配する。【業務仕様書別添3】参照。
----	--

	(2) イベントの実施に必要となる備品の準備（ノベルティ等の制作含む。） ア イベントの実施に必要となる備品は全て受託者が準備すること。 イ ノベルティは、世帯において使用頻度の高い実用的な消耗品とすること。
その他	(1) 県から提供・貸与が可能な素材等【業務仕様書別添2】は、提示するガイドラインに沿って使用すること。 (2) イベント等（制作物を作成する場合は、制作物のデザインを含む。）の内容については、受託決定後に県と協議、調整を行うこと。

(2) WEB広告による広報【必須事項】

内容・規格	WEB広告に係る企画、制作、配信等の一連の業務。 (1) 配信媒体 動画広告及び静止画広告について、各1種類以上、岩手県内に居住するインターネット利用者への<u>広報効果が高い媒体</u>を選定すること。 (2) 期間・回数 <u>インターネット回答期間 9/20～10/8</u>（当該期間以外は自由提案とする。） (3) 配信素材 【業務仕様書別添2】に掲げる提供素材を使用することができる。 （参考）【業務仕様書別添1】 実施周知期間 9/1～9/19 インターネット回答期間 9/20～10/8 ※9/20以降、調査員が順次調査書類を配布 調査票回収期間 10/1（調査期日）～10/8
その他	(1) 県から提供・貸与が可能な素材等【業務仕様書別添2】は、提示するガイドラインに沿って使用すること。 (2) 受託決定後に県と協議、調整を行うこと。 (3) 配信媒体について、SNSアカウントの作成を不要とする媒体とすること。

(3) 実施効果を高めるための提案【自由提案】

上記業務に加え、本業務の目的に合致した効果的な企画を提案すること。

なお、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費を合わせ、委託料の上限額の範囲内とする。

（例）

ア 必須広報の他に、本事業の目的を達成することが出来る新たな広報の提案

イ アの新たな広報の提案の他、必須広報に用いる制作物、動画、静止画等について独自に効果的なデザイン等を提案する場合は、企画提案書と併せて案を提出すること。また、肖像権や著作権等の権利関係の処理を行うこと。

(4) その他全般に係る留意事項

ア 令和7年国勢調査インターネット回答のポイントは次のとおりであること。

（ア） 回答世帯が簡単にログインできるよう、QRコード読み取ることでログイン情報（ID、アクセスキー）が自動入力される機能を実装。

（イ） 令和2年国勢調査では、インターネット回答した人の98%が「次回もインターネット回答したい」と回答。

イ インターネット回答者（応募者）に景品が当たるクイズなど、インターネット回答した世帯にインセンティブを設けるような企画提案は認められないこと。

ウ 県から提供・貸与が可能な素材等は【業務仕様書別添 2】のとおりであること。

なお、ポスター・リーフレット等紙媒体の制作物については、県の在庫の範囲内で提供可能であるため、相談すること。

また、国勢調査ロゴ及びイメージキャラクター「センサスくん」「みらいちゃん」の活用も可能であること。（イメージキャラクターの使用は要事前申請）

【ロゴ】



【イメージキャラクター】



3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に 県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を報告しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画コンペ実施要領」中、「2 参加者の資格要件等」に定める参加資格の要件(2)から(7)に準じること。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者（再委託先を含む）から県に移転することとする。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」記載した事項について遵守しなければならない。

4 その他

- (1) 本業務の執行に当たっては、随時、県と協議を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議のうえ、取扱等を決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

（個人情報の持出しの禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（保有の制限）

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（1） 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

（2） 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

（資料の返還等）

第10 受注者は、業務を処理するために、（※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した）個人情報が記録された資料は、業務完了後（※使用する必要がなくなった場合は、）直ちに（※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する）ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。